

共通到達度確認試験(仮称)

共通到達度確認試験(仮称)は、各法科大学院が共通して**客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。**

現在、平成30年度の本格実施に向けて、運営を担う大学(東京大学、一橋大学、京都大学(平成28年度から神戸大学を追加))を中心に試行が進められており、平成30年3月に4回目の試行試験を実施。

【第1回試行(H27.3.12)】1年次学生(未修者)を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

第1回試行のポイント

正誤式問題と多肢選択式問題を用いたマークシート方式

「共通的な到達目標モデル」に則した出題

57校の484名の学生が受験(対象811名)

最高点・最低点・平均点、得点分布表、設問ごとの正解・正答率の一覧等のデータを公表

すべての法科大学院において共通して学修することが求められる内容及び水準(ミニマム・スタンダード)を示すものとして、2010年に策定された。

【第2回試行(H28.3.14)】2年次学生(未修者・既修者)まで対象を拡大

第2回試行のポイント(第1回試行からの変更点を主に記載)

対象者を拡大(1年次学生(未修者)に加え、2年次学生(未修者・既修者)も対象)

各学年とも共通の問題(科目:憲法・民法・刑法)を用いて実施

60校の1,153名の学生が受験(対象3,139名)

受験者の法科大学院における成績等との比較分析を行うためのデータを収集

【第3回試行(H29.3.16)】7科目まで科目を拡大

第3回試行のポイント(第2回試行からの変更点を主に記載)

刑事訴訟法・民事訴訟法・商法・行政法の4科目を追加(2年次学生(未修者・既修者)が対象)

1年次学生と2年次学生で共通問題と学年別問題を組み合わせ実施(科目:憲法・民法・刑法)

学年別問題を使用することで学修の成果をより効果的に把握することが可能かどうかを検証

【第4回試行(H30.3.15)】1・2年次学生を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

第3回試行試験の結果を踏まえ、1年次学生と2年次学生で共通の問題で実施(科目:憲法・民法・刑法)

平成30年度を目途とした本格実施に向け、以降も検討・試行を重ねる。